

# 平成 2 1 年度 丸亀市行政評価実施結果

丸亀市における行政評価（以下「評価」という。）は、丸亀市総合計画（以下「総合計画」という。）の着実な進展を図るために、「丸亀市行政評価実施要綱」に基づき実施しています。

評価は、施策・事務事業を所管する部署による評価〔1次評価〕と丸亀市行政評価会議（構成員：副市長、企画財政部長、総務部長）による評価〔2次評価〕に加え、行政外部の視点からも意見や提言をいただくために、丸亀市行政評価委員会（構成員：学識経験者 4 名、公募委員 4 名）による評価〔外部評価〕を行っています。

評価は「平成 21 年度行政評価実施要領」（別紙）に沿って実施し、評価結果の概要については下記のとおりです。また、別添「平成 21 年度施策評価結果一覧」と「平成 21 年度事務事業評価結果一覧」には、施策・事務事業の内容や評価の詳細を掲載しています。

## 1 評価の種類

### (1) 施策評価

総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる施策について評価します。

### (2) 事務事業評価

総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）に掲げる事務事業について評価します。

## 2 評価の対象

### (1) 施策評価

基本計画に掲げる「主要な施策」のうち、今回事務事業評価の対象とした事業が該当する施策を対象としました。

評価対象施策数
4 1 施策

### (2) 事務事業評価

事務事業評価については、次の事業を対象としました。

実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の中で、平成 20 年度に実施された事業。

実施計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の中で、新たに平成 21 年度から実施している事業。

国・県が事業主体となって実施する事業については、対象外としています。

評価対象事業数
1 6 7 事業

### 3 評価結果の概要

#### (1) 施策評価

##### 施策の進捗度評価

基本計画に設定されている「成果指標」の実績値をもとに、1次評価、2次評価、外部評価それぞれにおいて施策の進捗度を評価し、次の区分でAからDの判定を行いました。

区分	内 容
A	予定どおり（以上に）進捗している
B	やや遅れている（現時点で数値の向上が見られないが、今後成果が期待できる）
C	かなり遅れており、改善が必要である
D	成果が現われておらず、抜本的な手法の見直しが必要である

【判定結果】 (表中の網掛け部は、1次評価と異なる結果となったもの)

No	施 策 名	判定結果		
		1次評価	2次評価	外部評価
1	地球温暖化の防止	A	A	A
2	循環型社会の構築	A	A	A
3	自然環境の保全と活用	A	A	B
4	歴史的景観の保全	A	A	A
5	文化財の保護	A	A	A
6	適切な土地利用と市街地の整備	A	A	B
7	住宅・住空間の整備	B	B	B
8	公園の整備	A	A	A
9	公共交通の整備	B	B	B
10	道路の整備	B	B	B
11	上水道の整備	A	A	A
12	生活排水処理施設の整備	A	A	A
13	農林水産業の振興	A	A	A
14	商工業と観光の振興	B	B	B
15	建物の耐震化の推進	B	B	B
16	港湾施設の耐震化と高潮対策	B	B	B
17	河川、排水路、急傾斜地等の改修	A	A	A
18	消防・防災体制の整備	B	B	B
19	救急・救命体制の強化	A	A	A
20	防犯対策の推進	A	A	A
21	消費者保護対策の推進	A	A	A
22	交通安全対策の推進	A	A	A
23	高齢者福祉の充実	A	A	A
24	障害者福祉の充実	A	A	A

25	地域福祉の充実	B	C	C	
26	地域保健の充実	B	B	B	
27	人権尊重社会の実現	A	A	A	
28	男女共同参画社会の実現	B	B	B	
29	子どもの感性の育成	A	A	A	
30	学校教育の充実	A	A	A	
31	子育て支援の推進	A	A	A	
32	芸術文化活動等の推進	A	A	A	
33	国際交流の推進	B	B	B	
34	スポーツ・レクリエーション活動の振興	B	B	B	
35	情報の発信と地域情報化の推進	A	A	A	
36	市民参画の促進	B	B	C	
37	市民活動団体の支援・充実	B	B	C	
38	協働事業の推進	B	B	C	
39	コミュニティ活動の活性化	A	A	B	
40	定員管理の適正化と人材育成	A	A	A	
41	電子自治体の推進	A	A	A	
総括	1次評価	A 判定 26	B 判定 15	C 判定 0	D 判定 0
	2次評価	A 判定 26	B 判定 14	C 判定 1	D 判定 0
	外部評価	A 判定 23	B 判定 14	C 判定 4	D 判定 0

施策の進捗状況に関する評価については、1次評価、2次評価、外部評価それぞれ上記のような結果となりました。

1次評価では、A判定26件、B判定15件、C・D判定なしという結果となりましたが、2次評価では、「25：地域福祉の充実」について、特に保健福祉推進委員による見守り活動が市民生活に十分に浸透していない状況から、1次評価（B判定）よりも厳しいC判定とし、手法などの抜本的な見直しを行うこととしています。

一方、外部評価では、「3：自然環境の保全と活用」、「6：適切な土地利用と市街地の整備」、「39：コミュニティ活動の活性化」の3施策について、1次評価のA判定に対しB判定に、また、「25：地域福祉の充実」、「36：市民参画の促進」、「37：市民活動団体の支援・充実」、「38：協働事業の推進」の4施策について、1次評価のB判定に対しC判定と、さらに厳しい結果が示されています。外部評価結果の詳細については、市長への「報告書」として取りまとめられ、8月31日に提出されています。（「平成21年度行政評価（外部評価）報告書」参照）

#### 施策に関する所見等

施策の進捗状況や、施策を進めるためにその手段が妥当かどうかなどについて所見を述べています。（「平成21年度施策評価結果一覧」のとおり）

## (2) 事務事業評価

1次評価と2次評価では、個々の事務事業について「適合性」、「効率性」、「有効性」の視点から評価し、今後の展開として事業の方向性を示すとともに、現状を踏まえての課題や検討事項などを述べています。また、外部評価では、事業に対する市民ニーズの高さや、事業を進めるうえで手法の妥当性などについて意見や提言が出されています。

### 【1次評価・2次評価による事業の方向性】

事業の方向性	事業数	
	1次評価	2次評価
現状のまま継続	122	118
拡大（事業の規模・対象等の拡大）	15	14
縮小（事業の規模・対象等の縮小）	1	1
統合（他の事務事業と統合）	0	0
改善（事業の実施時期・期間等の変更、コスト削減、その他実施方法の改善等）	28	33
休廃止（事業の休止または廃止）	0	0
終了（事業の完了により終了）	1	1
合計	167	167

個々の事務事業について、1次評価と2次評価を行った結果、事業の方向性については、上記のとおりとなりました。特に、「住宅太陽光発電システム導入促進事業」、「中心市街地活性化事業」、「少年育成センター活動事業」、「美術館管理運営事業」の4事業については、1次評価において「現状のまま継続」としていましたが、2次評価では「改善」とし、必要な見直しを行うこととしています。また、「救援物資備蓄推進事業」については、1次評価において「拡大」としていましたが、2次評価では「改善」とし、手法等の見直しにより対応することとしています。（詳細については、「平成21年度事務事業評価結果一覧」のとおり）

一方、外部評価において示された意見等については、「事務事業評価結果一覧」および「報告書」のとおりです。

## 4 平成21年度行政評価の経緯

《平成21年》	5月中旬～6月上旬	所管部課等による1次評価
	7月10日	第1回行政評価委員会（外部評価）
	7月17日	第2回行政評価委員会（外部評価）
	7月31日	第3回行政評価委員会（外部評価）
	8月7日	第4回行政評価委員会（外部評価）
	8月21日	第1回行政評価会議（2次評価）
	8月26日	第2回行政評価会議（2次評価）
	8月31日	第5回行政評価委員会（外部評価）
		委員会終了後「外部評価報告書」を市長へ提出
	9月中旬	平成21年度行政評価結果の公表

(別紙)

## 平成 21 年度行政評価実施要領

### 1 趣旨

この要領は、丸亀市行政評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成 21 年度行政評価の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 基本的な考え方

本市では、丸亀市総合計画（以下「総合計画」という。）の着実な進展を図るために行政評価（以下「評価」という。）を実施する。

評価の主な目的は、次のとおりとする。

市民の視点に立った成果重視の行政運営

行政サイクル「計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）」の実践による行政活動の継続的な改善と職員の意識改革

行政の透明性の確保と説明責任の遂行

### 3 評価の種類

評価の種類は、次のとおりとする。

総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる施策の評価 [ 施策評価 ]

総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）に掲げる事業の評価

[ 事務事業評価 ]

### 4 評価の対象

平成 21 年度における評価の対象は次のとおりとする。

#### (1) 施策評価

施策評価の対象は、基本計画に掲げる「主要な施策」とする。

#### (2) 事務事業評価

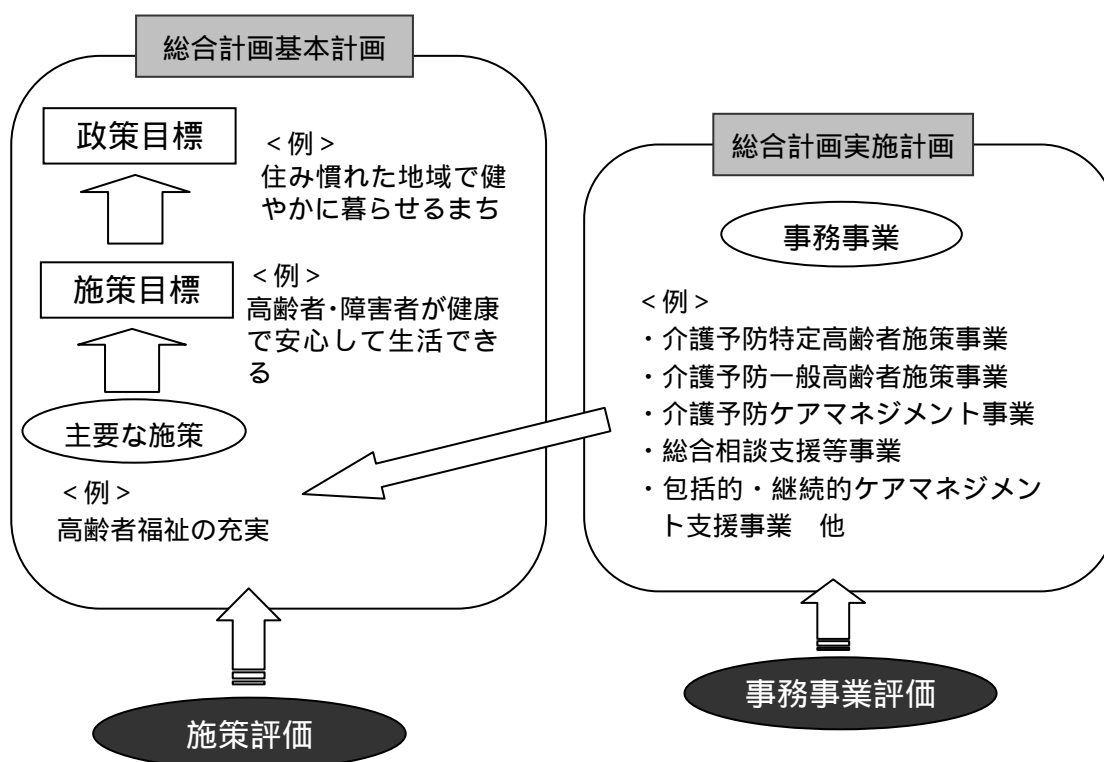
事務事業評価の対象は次のとおりとする。

・実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の事業の内、平成 20 年度に実施され、かつ平成 21 年度に継続して実施される予定の事業。[ 事後評価 ]

・実施計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の事業の内、平成 21 年度から新規に実施中の事業。[ 事中評価 ]

但し、国及び県が事業主体となって実施する事務事業については評価の対象外とする。

## 【政策体系と行政評価】



### 5 評価の視点

#### (1) 施策評価

基本計画に掲げる施策について、設定した「成果指標」の達成度、該当する事務事業の進捗度等から総合的に評価する。

#### (2) 事務事業評価

個々の事務事業について、次に掲げる「適合性」、「効率性」、「有効性」の視点から評価する。

##### 適合性

- ・事業対象、事業主体は適切か。
- ・使用料、手数料、受益者負担金額等は適正かつ公平に定められているか。
- ・事業着手時期、計画期間等は適切か。

##### 効率性

- ・サービスを落とさずにコスト削減の余地はないか。
- ・業務・事務の手法は適正かつ効率的か。
- ・国、県等の補助制度が最大限活用されているか。

##### 有効性

- ・市民の視点に立って、サービスが提供されているか。
- ・上位施策の実現に向けて有効な事業か。
- ・事業は計画通り進捗し、成果として現われているか。

## 6 評価の主体及び方法

評価は、1次評価、2次評価及び外部評価を行う。

### (1) 1次評価

主体：施策評価については当該施策を所管する部において、事務事業評価については当該事務事業を所管する課等において行う。

方法：所管する施策・事務事業について、各項目に掲げる視点から自己分析し、今後の方向性や改善点等を見出す。

### (2) 2次評価

主体：要綱第6条に定める「丸亀市行政評価会議」において行う。

方法：1次評価の結果をもとに、総合的かつ客観的な視点から評価する。

### (3) 外部評価

主体：要綱第8条に定める「丸亀市行政評価委員会」において行う。

方法：1次評価の結果をもとに、行政外部の視点から評価する。

## 7 評価結果の反映

評価の結果は、総合計画の進行管理、予算編成、行政活動の改善等に反映させるものとする。

## 8 平成21年度スケジュール（行政評価から実施計画策定までの流れ）

時期	施策、事業所管部署	総務部、企画財政部 (行政評価会議)	行政評価委員会
4月			
5月	1次評価		
6月			
7月			外部評価
8月		2次評価	
9月	主要事業計画書作成		評価結果の反映
10月	主要事業市長ヒアリング		
	総合計画実施計画決定		
11月	《総合計画実施計画の公表》		
12月	予算編成		
1月 ~3月			